

令和5年第2回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和5年2月24日（金） 14時00分～15時35分

1 場 所 南有馬庁舎 3階中会議室

1 出席者の氏名

教育長	松 本 弘 明
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	松 尾 哲
教育委員	吉 田 英 則

1 欠席者の氏名

教育委員	中 村 一 也
------	---------

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	五 島 裕 一
教育総務課長	苑 田 和 良
学校教育課長	大 草 修 三
生涯学習課長	岡 野 俊 作
文化財課長	中 村 隆 敏
世界遺産推進室長	松 本 慎 二
教育総務課教育総務班	草 野 葵

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告・各課室報告

第5 議案審議

議案第3号 教育財産の用途廃止について

議案第4号 南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について

議案第5号 南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 令和4年度南島原市一般会計補正予算（第9号）について

(3) 令和5年度南島原市一般会計当初予算について

(4) 次回教育委員会定例会の開催について

(5) その他

第7 閉会

次のページの位置図をご覧ください。

西有家町風呂川いその産婦人科の隣に位置し、当初は西有家カムの駐車場として利用予定であったことから、台帳上は教育委員会の所管となっております。

しかしながら、現状は建物と土地の管理を市長部局が行っておりますので、教育財産としての用途を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議、賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第3号」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」については、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、議案第4号「南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、議案第4号「南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について」を御説明します。

提案理由といたしまして、

統合型校務支援システムの導入及び学年始め休業日の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。本改正規則の内容について示しております。改正内容の詳細については、新旧対照表をもとに御説明いたします。

次のページをご覧ください。まず、右側の旧規則の欄の第4条のただし書「長崎県小中学校職員室ネットワーク支援システムを導入した学校においては、当該システムによる様式によることができる」を削り、左側の新規則の条文にします。第4条は、出席簿の様式について定めたものですが、現在、学校によっては導入している「長崎県小中学校職員室ネットワーク支援システム」(iRis)は、統合型校務支援システムを導入することにより使用しなくなるため、このただし書を削除します。

そして、新規則の本則第20条に、「統合型校務支援システム等により作成した様式の使用」について定めた条文を加えます。新たに加える第20条の条文は「第2条第1項第2号、第3条から第7条まで及び第9条第3項に規定する様式は、教育委員会が指定する統合型校務支援システム等により作成した様式をもって代えることができる。」となります。第2条第1項第2号とは、卒業証書授与台帳のことです。第3条は卒業証書、第4条は出席簿の様式、第5条は全課程修了者の報告等、第6条は就学義務の猶予又は免除の認可申請、第7条は就学

義務の猶予又は免除の認可を受けた児童生徒の事由消滅の届出、第9条第3項は職員勤務報告書となります。それぞれの様式を南島原市小・中学校処務規則に定めていますが、統合型校務支援システムを導入することにより、このシステムで作成した様式に代えることができるとしています。

また、新旧対照表の6ページに出席簿の様式の「児童生徒出席簿記入の手引」を記載していますが、その中の「15 長期休業日」の終期を4月5日と記載しているところを、3ページにありますように、4月6日と改めています。これは、12月の定例会で御説明しました「南島原市学校管理規則の一部を改正する規則」により学年始め休業日の終期を4月5日から4月6日に改めたことによるものです。

なお、補則として、本規則は、令和5年4月1日から施行するとしております。新旧対照表の後には、改正した規則の全文を示しております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第4号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第5号「南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について」を議題といたします。

この議案は、人事に関する案件でありますので、非公開で審議したいと思います。よろしいでしょうか。

〈はいの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

ここで、「教育次長」と「学校教育課長」を残し、その他の職員は、退室してください。

(非公開の審議)

松本教育長

お諮りします。

「議案第5号」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第5号」については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、あらためて職員を入室させます。

〈事務局職員の入室〉

日程 第6 その他

松本教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

松本教育長 第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。
この案件につきましても、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
〈異議なしの声〉

松本教育長 この案件は、非公開といたします。
〈非公開の説明〉

松本教育長 只今説明しました件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定したものでございます。
以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長 次に、第2号「令和4年度 南島原市一般会計 補正予算（第9号）について」を議題とします。
内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長 （令和4年度 南島原市一般会計 補正予算（第9号）説明）

松本教育長 この件について、何か質疑などはございませんか

松本教育長 特にないようですので、第2号「令和4年度 南島原市一般会計 補正予算（第9号）」を終わります。

松本教育長 次に、第3号「令和5年度 南島原市一般会計 当初予算について」を議題とします。
内容について、担当課長、室長から説明させます。

各課長及び室長 （令和5年度 南島原市一般会計 当初予算について説明）

松本教育長 4課1室から説明がありましたが、只今の説明について、何かお尋ねなどはございませんか。

吉田委員 中学校の体育館屋根の防水工事が多いようですが、建物が古くなっているのが原因でしょうか。

教育総務課長 屋根の防水加工については、10年間の保証期間がありますが、それを過ぎたものは、いつ雨漏りしてもおかしくない状況です。
特に中学校については全体的に建物が古いため、財政負担を考えながら計画的に実施していきたいと考えております。

松本教育長 他にございませんか。
特にないようですので、第3号「令和5年度 南島原市一般会計当初予算について」を終わります。

松本教育長 次に、第4号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。
次回の定例会は、3月22日、水曜日、午後2時から開催する予定としております。また、定例会終了後は、引き続き、総合教育会議の予定となっておりますので、よろしく申し上げます。

松本教育長 最後に、第5号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

教育総務課長 （令和5年度 長崎県市町村教育委員会連絡協関係について）

学校教育課長

(新型コロナウイルス、季節性インフルエンザ感染状況について)
(小中学校卒業式について)

松本教育長

他にございませんか
特にないようですので、以上で第5号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。
委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時35分

会議録署名人

教育委員

記録職員